【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（会員の議決権）

第七十九条の四十四の四　各会員の議決権は、平等とする。

２　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

３　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（会員の議決権）

第七十九条の四十四の四　各会員の議決権は、平等とする。

２　総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

３　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（改正前）

（新設）